

受託団体名

全国特別支援教育推進連盟

事業実績報告書

①本事業の趣旨

全国特別支援教育推進連盟（以下、本連盟という）は、昭和 39 年設立、特別支援学校・特別支援学級設置学校の校長会や各障害種別の PTA 連合会、当事者や親・支援者団体等により構成され、特別支援教育の振興を図るための事業を行ってきた。これらの事業は、特別支援教育に関する理解啓発資料の作成普及、特別支援教育振興協議会の開催等我が国の特別支援教育の振興に寄与してきた。

本連盟の最近の事業展開の背景は、平成 24 年 7 月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」における提言を踏まえた特別支援教育の推進及び就学に関する新たな仕組み、障害者差別解消法に基づく学校教育現場での合理的配慮に関する理解啓発の必要性があげられる。

各地域における教育支援（就学支援）の現状を見ると改正の趣旨をさらに周知し、教育支援を推進することが求められる。また、障害のある子供を持つ保護者に対してもこの制度改正の趣旨を周知徹底し、十分な情報提供の上に本人及び保護者の意向を尊重した教育支援を行うことが重要である。

また、新しい学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申には、特別支援教育を進めていくための課題として、①特別支援教育に関する教育課程の枠組みをすべての教職員が理解できるようわかりやすく示すこと、②通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒について「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成すること、高等学校における通級による指導の実施に当たり円滑な準備が進められるようにすること、③障害者理解や交流および共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、共同して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体の中で一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上の学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという地域社会の中での交流および共同学習の推進を図る必要がある。等といった方向性が示されている。

平成 29 年には答申を受け、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部・小学部・中学部学習指導要領等が公表され、全ての学校における特別支援教育の重要性や小中学校等と特別支援学校の教育内容の接続についてもこれまでより踏み込んだ内容で示されている。加えて交流及び共同学習の推進やインクルーシブ教育システム構築に向けた一層の取組推進が求められている。

これらの現状を踏まえ、報告や法令の趣旨に基づく教育支援の在り方の周知及び推進を図るために、本連盟の加盟団体及び各方面からの委員による啓発委員会(啓発セミナー企画委員会、啓発冊子編集委員会、啓発会議実施委員会)を設置し、現状分析や今後の方向性を探るとともに、それらの内容を小中学校等の教員を中心とした教育関係機関や保護者、一般市民に周知するための理解啓発資料の作成配布、啓発セミナー及び理解啓発推進会議を実施し、国民の特別支援教育の理解啓発を図ることに寄与したい。

②実施内容の概要

(1) 啓発セミナーの開催

(平成30年8月25日 (土) 10:00～16:00 東洋大学 白山キャンパス 6号館6209教室)

『共に学ぼう！発達障害セミナー』～発達障害についての講演とシンポジウム～

・講演 I 「発達障害のある子どもへの支援 おさえたいこと」(学識経験者)、

- ・講演Ⅱ「小中学校における合理的配慮について」（小学校校長）
 - ・シンポジウム「発達障害児童生徒の支援について」（学識経験者、当事者）
- 当事者を交えて実体験を踏まえながら、発達障害児の指導の在り方等について協議を行った。

※開催に向けて国立特別支援教育総合研究所研究員、小・中学校校長、特別支援学校校長からなる「啓発セミナー企画委員会」を設置して企画運営に関わった。

(2) 障害理解啓発冊子の発行（平成31年2月5日（火））

発達障害児支援の基本、小・中学校における合理的配慮、発達障害の当事者の声の聞き取り、小学校（通級指導の実際、通常の学級における支援）、中学校（通級指導の実際、通常の学級における支援）

※国立特別支援教育総合研究所研究員、小・中学校校長、特別支援学校校長からなる「啓発冊子編集委員会」を設置して編集に関わった。

(3) 啓発会議（第41回全国特別支援教育振興協議会）の実施

（平成30年12月7日（金）9:45～16:00

独立行政法人 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 国際会議室）

- ・行政説明（文部科学省特別支援教育課、厚生労働省障害児・発達障害者支援室）、
- ・事業説明（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）
- ・1部「共生社会の実現に向けたPTAや地域の役割について」

PTA等の関係者3団体（4名）より報告を行った。

- ・2部「学校教育における合理的配慮について 実践事例報告 シンポジウム」

小学校、中学校、特別支援学校（3名）教職員の報告を基に協議を行った。

※本連盟常任理事からなる「啓発会議実施委員会」を設置して企画運営に関わった。

③実施成果の概要

(1) 啓発セミナーの開催

参加者が69名（教職員34名、行政関係9名、学生8名、保護者7名、その他・不明11名）

今年度、初めて開催した取組みである。普通学級においても発達障害のある児童・生徒が在籍をしており、障害に対する配慮がないまま指導が行われていることがある。講演で、発達障害についての基本事項を確認したり、小・中学校での具体的な合理的配慮の事例を聞いたり、障害当事者による自身の学校在学中の様子を聞くことで支援の在り方、合理的配慮の在り方等について研修をすることができた。今後の児童・生徒指導に役立つ内容であった。

(2) 障害理解啓発冊子の発行（平成31年2月5日（火））

啓発セミナーでの講演を基に発達障害児・者についての基本事項、小・中学校における合理的配慮の具体例について記載した。また、本連盟に加盟する団体より発達障害当事者の小・中学校時代を振り返り、学校生活において困ったこと、配慮をしてほしかったこと等についてアンケート調査を行い、まとめた内容を掲載した。今後の指導に役立つ内容となった。

(3) 啓発会議（第41回全国特別支援教育振興協議会）の実施

参加者248名（午前226名、午後166名）

文部科学省、厚生労働省の施策について、また、国立特別支援教育総合研究所の事業につ

いての説明を伺うことで、最新の動向について情報を得て理解を深めることができた。

1部では、PTAや地域の親の会の活動等について話を聞くことができ、今後の活動の参考になった。2部では、小学校、中学校、特別支援学校での実践事例報告を聞くことで、合理的配慮の具体例や指導の在り方について多くの知見を得ることができた。

④ 課題と今後の方策

今年度は、特別支援教育全般についての課題と発達障害児・者の指導、支援、合理的配慮の在り方についての研修を行うことを中心に各取り組みを行った。参加者のアンケートによると、具体的で実践的な内容で今後の指導、支援に生かしていけることが多かったとの意見が多数寄せられた。

現在、発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童・生徒について、通級による指導や通常学級における支援の充実が必要となっている。また平成28年に発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法が施行し、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

発達障害のある児童・生徒の指導方法の研究及び実践は喫緊の課題であり、各自治体・学校で展開されつつある。これまでも小・中学校では、通級による指導が行われており、成果が表れてきている。一方、高等学校等における通級による指導は、平成30年度より制度化され、始まったばかりである。各自治体や各学校でも導入や実施の方法等は手探りの状態である。小・中学校で積み重ねた指導の成果を高等学校段階で十分に生かし切れていない状況にある。

そこで、今後は講演会、研修会において高等学校等で先進的に指導を進めている自治体や学校の事例を紹介したり、今年度、実施した啓発セミナー、啓発会議（全国特別支援教育振興協議会）や理解啓発冊子の発行を継続、発展させて特別支援教育に関する教職員等の資質向上につなげていきたい。